

投稿年月日	平成 22 年 8 月 4 日	投稿者	市内在住 70 代 男性
ご意見・ご提案 内 容	<p>まず先日加津佐地区は石綿セメント管更新事業が行われ大概は取り替え作業が完了しました。これに対しては大変感謝しています。ところが東上町 4 班地区は本線より枝分かれした所にあつて今回は作業の対象外で行われませんでした。使用管が石綿管でないとの説明ですが、どうも納得がいきません。本当にそうなのか未だに疑惑が解けません。明確なご返答を願いたい。</p> <p>今水道管で鉛管腐食で人体に悪い影響を与えると問題化して居る。まず一点は加津佐の水道管に鉛管を使用していないかと言う点です。石綿管と取り替えたのは鉛管ではなかったかの点です。また問題となる家庭敷地内に引き込んだ管は鉛管ではないかと言う点です。これは自分で工事を業者に発注して居るので責任は自己責任ですが確認方法はどうすれば良いのか？</p>		
回 答	<p>ご質問の石綿管を更新したのは鉛管ではなかったのかとの質問ですが、現在の水道法では、鉛管の使用は認められていません。昨年更新を行ったのは石綿管から鋳鉄管への更新を実施しています。【更新管は鉛管ではなく鋳鉄管です。これは、事業実施中の材料検収や施工管理において監督員（市上水道課職員）が確認済です】</p> <p>また、東上町 4 班地区はご質問にあつたとおり本線からの分岐管であつたため管の更新は行っていませんが、更新を行った鋳鉄管（本線）へのつなぎ込みが必要であつたため次のような工事を行っています。元々の分岐管が硬質塩化ビニール管であつたため、鋳鉄管から新設の耐衝撃性硬質塩化ビニール管で分岐し、既設の硬質塩化ビニール管へのつなぎ込みを行っています。</p> <p>次に宅内の配管管種の確認ですが市において保管している給水装置申込書において確認が可能です。今回、貴殿宅の給水工事申請書を確認しましたが、資料では鋼管及び硬質塩化ビニール管と表記があり、鉛管の使用はありませんでした。</p> <p>なお、鉛管の使用については、水道台帳や施工時の担当者等により確認したところ、鉛管使用の実態はありませんでした。</p>		
担当課	水道部 上水道課		